



8日の夜は、皆既月食の最中に天王星食が起こるという天体ショーが見られるそうです。なんと442年ぶりのことで、今世紀中では最後のチャンスとのことです。‘最後’や‘限定’‘今だけ’といったフレーズには弱いもので、私も空をながめてみたいとおもいます。朝晩冷えてきたので、観測の際にはくれぐれも暖かい恰好でお出かけください。



1. 特定最低賃金



●特定最低賃金、今年もアップ！

～12/16（金）から適用開始～

→愛知県の**特定最低賃金**が発表されました。以下の業種に該当する場合は、**地域別最低賃金 986円**（令和4年9月号参照）

ではなく、**特定最低賃金**が適用されます。

→なお、**特定最低賃金**の方が低い場合は**地域別最低賃金**が適用されます。そのため、対象業種が年々減っています。

【特定最低賃金】（愛知県）

対象業種	新最低賃金（旧）	いつから？
製鉄業、製鋼・製鋼	1,018円 （996）	12/16
圧延業、鋼材製造業		
輸送用機械器具製造業	997円 （986）	12/16
（建設用ショベルトラック製造業を含む）		

※適用除外（＝**地域別**を適用）

- ・18歳未満または**65歳**以上
- ・入社後3ヶ月未満で、技能習得中
- ・清掃、片付け等の業務に主として従事
- ・各業種ごとの軽易業務に従事

※全都道府県の最低賃金（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-19.htm>

→**地域別最低賃金違反**は罰金50万以下（**特定最低賃金違反**は罰金30万以下）という**罰則**があるため、注意が必要です。

2. 障害者支援

●障害者等支援、充実へ！

～週20時間未満でも雇用率に算定可能に～

→障害者や難病患者等の地域生活や**就労の支援強化**に向けて、障害者関連法の改正が行われます。

【障害者総合支援法等改正】

- 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- 障害者の多様な就労ニーズに対する支援、**障害者雇用の質の向上**の推進

- ・就労アシメントの手法を活用した就労選択支援を創設
- ・**週10時間以上20時間未満の重度の身体・知的障害者、精神障害者**の就労機会拡大のため、雇用率に算定可能に（R6.4.1～）。伴って特例給付金は廃止。

調整等は、一定数を超えた場合単価引下げ。 **追加！**

週所定労働時間	30h以上	20h以上 30h未満	10h以上 20h未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	0.5
重度	2	1	-
精神障害者	1	0.5	0.5

- 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 難病患者・小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実、療養生活支援の強化
- 障害福祉サービス等、指定難病・小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

今月のピックアップ



●しわ寄せ防止月間！～11月～

下請等、中小企業～短納期発注等の**しわ寄せ**が発生している場合があるとして、労働局が大企業を訪問して要請をしたり、**しわ寄せ防止**に向けた活動が行われます。

●過労死等防止月間～STOP！過労死～

‘しごとより、いのち。’のスローガンのもと、**過重労働防止キャンペーン**が行われます。長時間労働が疑われる企業への重点的な監督指導や、電話相談等が実施されます。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

